

社会福祉法人 清洞会
役員及び評議員並びに委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清洞会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員並びに委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者及びこの法人の第三者委員会（以下「委員」という。）をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 常勤役員とは、週平均30時間以上勤務する役員をいう。
- (7) 非常勤役員とは、週平均30時間未満勤務する役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員に対しては、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 委員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が別表1(2)に定めた範囲内において役員報酬を支給する。

ただし、理事長及び業務執行理事はこれによらない。

5 賞与支給については、別表1(3)に定めた範囲内においては、職員賞与の支給とは別に支給することができる。

6 正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、職員として給与等が支払われない場合においては、役員に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対する報酬及び賞与の額は、別表1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は別表 2 に定める額とする。
- 3 委員に対する報酬の額は別表 3 に定める額とする。
- 4 退任手当については別表 5 に定める額とする。

(功労金)

第 5 条 在任中又は退任時に、特に功労のあった者に対しては、この規程に定める支給額のほかに理事長が決定した額の功労金を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第 6 条 この法人は、役員及び評議員並びに委員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員並びに委員には、理事会、評議員会又はこの法人・施設のための執務及び会議等に出席するために要する費用として、別表 4 に定める額の交通費を支給する。
- 3 役員及び評議員並びに委員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 7 条 役員及び評議員並びに委員の報酬等は、法人が定める支給日に支払うものとする。

- 2 この規程に基づく退任手当は、退任日から 1 ヶ月以内に支給する。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に通貨をもって振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 退任手当は、本人が死亡の場合には法定相続人の中から予め指定した遺族へ支払うことができる。ただし、分散支払いはできない。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

(改正)

この規程は、令和 2年 12月 5日から一部改正のうえ施行する。

(改正)

この規程は、令和 3年 12月 4日から一部改正のうえ施行する。

(改正)

この規程は、令和 5年 12月 2日から一部改正のうえ施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 非常勤役員

名称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 6千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

(2) 常勤役員

役職	月額報酬等合算上限額
理事長	上限月額 76万円
業務執行理事	上限月額 40万円
理事	合算上限月額 15万円

(3) 常勤役員の賞与

役職	支給月	報酬
理事長	6月・12月	年間上限額 375万円
業務執行理事		支給なし
理事		支給なし

(4) 監事

名称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 6千円
監事監査への出席	時間あたり 5千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表2 評議員の報酬

名称	報酬の額
評議員会への出席	1回あたり 6千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表3 委員の報酬

名称	報酬の額
法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表4 費用の額（交通費）

(1) 理事会・評議員会・法人・施設のための会議の開催

開催場所までの距離（片道）	費用の額（交通費）
2km以上 5km未満	3,000円
5km以上 10km未満	3,500円
10km以上 20km未満	4,000円
20km以上 100km未満	5,000円

(2) 100km以上で旅費を必要とする役員及び評議員並びに委員については、宿泊費、交通費を実費により支給することができる。

(3) 役員及び評議員並びに委員が特別料金を徴する鉄道等の交通機関を利用した場合は、特別料金を支給することができる。

(4) 常勤役員が法人の執務に関する移動がある場合には、上記規定の額及び高速道路料金等の実費又はタクシー代等を支給することができる。

別表5 退任手当

(1) 常勤役員の退任手当算定式 基本額×在任年数×係数

役職	基本額	在任年数	係数
理事長	最終報酬年額	4年以上	16/100
		8年以上	17/100
		12年以上	18/100
		16年以上	19/100
		20年以上	20/100
		24年以上	21/100
		28年以上	22/100
		30年以上	23/100
業務執行理事	最終報酬年額	4年以上	10/100
理事	最終報酬年額	4年以上	5/10

(2) 非常勤役員及び評議員、委員の退任手当算定式 基本額×在任年数×係数

役職	基本額	在任年数	係数
監事 非常勤理事	4万円	4年以上	125/100
評議員	2万円	4年以上	
委員	5千円	4年以上	

(在任期間の計算)

退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数によるものとする。1年に満たない端数月については6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てとする。

- 2 理事長の在任期間と理事長を除く在任期間がある場合は、在任期間を通算することができる。
- 3 理事の在任期間と評議員の在任期間がある場合は、退任時の身分によるものとし通算しないものとする。